

# 公 募 公 告

令和 5 年度 国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館とのタクシー入構契約を締結する者を公募いたしますので、希望する者は応募資格確認書類を提出願います。

令和 5 年 3 月 15 日

国家公務員共済組合連合会  
熊本共済会館  
総支配人 倉科 一郎

## 記

- 1 件 名 タクシー入構契約
- 2 契約期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 募集内容 タクシー入構できる者
- 4 応募資格 次に掲げる全ての資格を満たしている者であること。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
  - ② 申込日から起算して 3 か年以内に経営状況又は信用度が極度に悪化していない若しくは不正行為を行っていないと認められる等、適正な解約履行が確保される者であること。
- 5 応募方法
  - (1) 提出書類 令和 5 年 3 月 15 日から 3 月 28 日まで総務課にて配付。  
又は下記様式をダウンロードして提出も可。
  - (2) 提出する書類
    - ①【指定様式 1 号】応募申込書
    - ②【指定様式 2 号】秘密保持誓約書
    - ③【指定様式 3 号】暴力団排除に関する誓約書
    - ④【指定様式】覚書 2 通
  - (3) 提出方法 封書の表に「提出書類在中」と記入のうえ、書留郵便（必着）  
または持参にて提出願います。  
《提出期限 令和 5 年 3 月 29 日（水）17：00 必着》
- 6 提出先 熊本共済会館 総務課 電 話 096-355-7932
- 7 契約者 原則として、別紙覚書の内容で契約できる者であること。ただし、提出した書類に不備等があった応募者は当方から通知のうえ応募を取りやめて頂くことがあります。また、応募者が多数となった場合には、別途、調整する場合があります。
- 8 その他 本契約に係る留意事項は次のとおり
  - ① 当会館との契約が新規の場合には、別途資料等の提出及び説明等を求めることがある。
  - ② 当会館がふさわしくないと判断した応募者については、契約を結ばないものとする。

令和 年 月 日

## 応募申込書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 御中

令和5年度 国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館におけるタクシー入構にかかる公募公告に基づき、応募します。

所在地 :

法人の名称(商号) :

印

代表者名 :

<担当者の連絡先等>

所属・役職	
氏名	
携帯電話	
勤務先電話	
E-mailアドレス	

**提出期限(令和5年3月29日まで)**

## 秘密保持誓約書

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、国家公務員共済組合連合会熊本共済会館タクシー入構にかかる契約(以下「本件」という。)の秘密保持に関し、熊本共済会館(以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 本秘密保持誓約は甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

(1) 公知の情報

(2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報

(3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を執ってもかまいません。

(情報の返還)

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、または甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 令和 年 月 日

乙

法人住所

法人名

代表者名

⑨

## 暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴会が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴会と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

国家公務員公務員共済組合連合会熊本共済会館 殿

所在地 \_\_\_\_\_

社名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

200 円

収入

印紙

## 覚 書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 (以下「甲」という)と、

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) とは、KKRホテル熊本  
に入構するタクシーに関し、下記のとおり覚書を締結する

### 記

1. 甲に入構するタクシードライバーは、お客様を待たせることなく常にスムーズな乗車ができるように配慮し、サービスマンとしてのモラルをもち、秩序を乱すことのないように努める。
2. 甲は乙の従業員が会館の運営上、又はその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、乙に対してその理由を明示して交代を求めることができるものとする。また、乙はお客様を待たせることのないよう午前 8:00~11:00 の間は1台以上の待機を義務付け、午後は台数制限を撤廃し、自由に待機できるものとする。
3. 甲が緊急にタクシーを要請する際、甲の判断のもとで覚書を締結していないタクシー会社に要請することができるものとし、乙はこれを承諾する。
4. 乙はタクシーの入構手数料として甲に対して月額 10,000 円 (税込) を支払うものとし、毎月 5 日までに当月分を甲指定の下記口座に振り込むものとする。社会情勢の変化にある場合はこの限りではない。また、振込にかかる手数料については乙負担とする。なお、この件について請求書は発行しないものとする。  
【 口座名義：国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 】  
【 肥後銀行 本店営業部 (普) 1496793 】
5. 乙はチケット利用の未収売上 (請求分) を翌々日の午前中までに書面により甲に報告し、甲が未収金の管理を行うものとする。なお、乙の請求もれは原則受け付けないものとする。
6. 乙は当月分のチケット利用未収売上 (請求分) を月末で締切り、翌月 5 日までに甲に請求し、甲は翌月末に乙に支払うものとする。
7. 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。
8. この覚書に定めのない事項または内容に疑義を生じたときは、誠意をもって甲乙協議のうえ決定するものとする。
9. この覚書は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までを有効期間とする。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 1 日

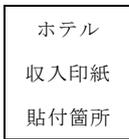
甲：熊本市中央区千葉城町 3 番 31 号

乙：

国家公務員共済組合連合会

熊本共済会館

総支配人 倉科 一郎



## 覚 書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 (以下「甲」という)と、

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) とは、KKRホテル熊本  
に入構するタクシーに関し、下記のとおり覚書を締結する

### 記

1. 甲に入構するタクシードライバーは、お客様を待たせることなく常にスムーズな乗車ができるように配慮し、サービスマンとしてのモラルをもち、秩序を乱すことのないように努める。
2. 甲は乙の従業員が会館の運営上、又はその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、乙に対してその理由を明示して交代を求めることができるものとする。また、乙はお客様を待たせることのないよう午前 8:00~11:00 の間は1台以上の待機を義務付け、午後は台数制限を撤廃し、自由に待機できるものとする。
3. 甲が緊急にタクシーを要請する際、甲の判断のもとで覚書を締結していないタクシー会社に要請することができるものとし、乙はこれを承諾する。
4. 乙はタクシーの入構手数料として甲に対して月額 10,000 円 (税込) を支払うものとし、毎月 5 日までに当月分を甲指定の下記口座に振り込むものとする。社会情勢に変化がある場合はこの限りではない。また、振込にかかる手数料については乙負担とする。なお、この件について請求書は発行しないものとする。  
【 口座名義：国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 】  
【 肥後銀行 本店営業部 (普) 1496793 】
5. 乙はチケット利用の未収売上 (請求分) を翌々日の午前中までに書面により甲に報告し、甲が未収金の管理を行うものとする。なお、乙の請求もれは原則受け付けないものとする。
6. 乙は当月分のチケット利用未収売上 (請求分) を月末で締切り、翌月 5 日までに甲に請求し、甲は翌月末に乙に支払うものとする。
7. 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。
8. この覚書に定めのない事項または内容に疑義を生じたときは、誠意をもって甲乙協議のうえ決定するものとする。
9. この覚書は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までを有効期間とする。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 1 日

甲：熊本市中央区千葉城町 3 番 31 号

乙：

国家公務員共済組合連合会

熊本共済会館

総支配人 倉科 一郎